

三原市新庁舎建設基本計画（案）に対する意見内容及び市の考え方について

意見提出人数 18人 96件

1 「導入機能（市民サービス機能・ユニバーサルデザイン）」に関する意見

1	該当箇所	P9 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ②「分かりやすく迷わない」ための方策
	意見	市の考え方
	市民目線で運営・設計を考えるべき。例えばサインは、人間工学に基づき、市民の動線を考慮して配置する など。 また、ワンストップサービスは当然のこととして、どの課にいけばいいかわからない案件は「市役所コンシェルジュ」が案内してくれるシステム など。	新庁舎における市民サービス提供にあたっては、「わかりやすく迷わない」ことは重要な要素の一つであると認識しています。施設の空間構成に加えて、的確なサインによる誘導などのソフト面の対策を検討し、適切な行政サービスの提供に努めます。
2	該当箇所	P9 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ②「分かりやすく迷わない」ための方策
	意見	市の考え方
	わかりやすく的確な案内の表示、誘導の必要性を感じている市民は多い。国際化による多言語化、視覚障害者のための点字表示・音声案内を求める意見もある。 フロアマネージャー機能の導入にあたっては、国際化に対応できる人材の確保が必要という意見がある。また、各種の障害がある人に対応して、手話通訳、視覚障害者へのガイドヘルプ、誘導支援、一般的な介護の知識と技術も求められる。必要に応じて担当窓口を案内したり、本人と担当課職員の通訳をすることも求められる。 一方で、表示の改良・改善次第で、フロアマネージャーに頼らなくても自立して目的を達成できるようになる。適切な表示の必要性は高い。 視覚障害者の方からは、入口からの音声案内や点字ブロックの設置が求められている。適切な環境整備とフロアマネージャー機能の役割の融合が必要。	新庁舎における市民サービス提供にあたっては、「わかりやすく迷わない」ことは重要な要素の一つであると認識しています。施設の空間構成に加えて、的確なサインによる誘導などのソフト面の対策を検討し、適切な行政サービスの提供に努めます。
3	該当箇所	P10 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ③「早く手続きが終わる」ための方策
	意見	市の考え方
	証明書のコンビニ交付サービス導入、ICTを活用した本庁・支所間等の連携強化など、本庁機能の削減による市民サービス向上について、市民サービス向上・効率化のためには、新庁舎建築前に実施すべき案件である。マイナンバー制度とも相性は良い。	証明書のコンビニ交付サービスは、国の動向を踏まえて実施を検討しており、現時点で実施時期、実施後の効果は不明です。

4	該当箇所	P10 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ④「安心して相談・手続きができる」ための方策
	意見	
	新庁舎では、発達障害に関する専門窓口を設置し、専門スタッフを配置し、当事者が気軽に相談・来訪できるシステムを取り入れてもらいたい。	現在もご意見にあるような相談対応を行っていますが、新庁舎においても可能な限り障害特性を勘案した体制がとれるよう考慮します。
5	該当箇所	P10 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ⑤快適な移動空間（エレベーター）
	意見	
	車イス利用者が不自由なく利用できるエレベーターを設置する。	車いす使用者に配慮し、かつ、担架・ストレッチャー等における搬送に対応した大きさのエレベーターを設置することとしています。
6	該当箇所	P10 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ⑤快適な移動空間（エレベーター）
	意見	
	エレベーターについて、広いものを望む意見が強くあった。従来の狭小エレベーターでは、リクライニングタイプやストレッチャータイプの車いす、多機能タイプの電動車いすでは、内部での方向転換や介護者との同乗、奥行き不足による乗車困難など、利用が困難である。 広いエレベーターは、複数基の設置が望ましい。 エレベーター内に鏡を設置して、車いすに乗っている方が後方を確認して移動のための操作をする場合、鏡を設置する高さや角度に配慮するため、設置取り付け時に当事者の立会いを求めたい。「道の駅みはら神明の里」では、位置が少し高く、十分な後方確認ができないという声がある。 車いす利用者がエレベーターのカゴに接触しても安全なクッション材の使用や、内部が見える窓についての配慮も必要。視覚障害者の方が利用できるような音声機能や点字表示も求められる機能である。	エレベーターは、車いす使用者や担架・ストレッチャー等による搬送に対応した大きさのものを設置する方針としています。 設置数やカゴ内の仕様については、設計に当たってご意見を参考にします。 なお、関係団体との意見交換を行い、効果的な整備に努めます。
7	該当箇所	P11 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ⑥多様な利用者への配慮（トイレ）
	意見	
	多目的トイレを各階に最低2か所以上設置する。 混雑時には健常者が使用するため、各階に複数の設置が必要。	多目的トイレは設置しますが、設置するフロア、各フロアでの設置数等は、設計時に、想定利用人数を踏まえて検討します。

8	該当箇所	P11 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ⑥多様な利用者への配慮（トイレ）
	意見	市の考え方
	<p>「トイレ」は、切実な課題として多くの意見があり、特に「広さ」についての意見が多い。</p> <p>車イスは本人の身体機能や障害の状況に応じて様々な形で個別に製作されるのが基本。リクライニングタイプやストレッチャータイプの車イス、多機能タイプの電動車イスを使用している障害のある人が介助者と一緒に利用する場合やベビーカーを使用している場合にはスペースが必要である。</p> <p>洗面台や手すり、ベッドの位置や間隔も重要であるし、幼児に対応できるように小さい便器を別に設置している公共施設もある。</p> <p>また、一般トイレを少し広めにしたり、手すりなどが完備されていれば利用できる障害のある方や高齢の方も多い。</p> <p>ユニバーサルデザインの視点から、一般トイレの設備環境を見直して、従来より広めにして普通型車イスが入る程度の入口スペースを確保し、手すりを整備するなどの配慮をすべき。</p>	<p>トイレの重要性は認識しております。設計にあたっては、関係団体との意見交換を行い、効果的な整備に努めます。</p>
9	該当箇所	P11 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ⑥多様な利用者への配慮（トイレ）
	意見	市の考え方
	<p>障害の状況は多様なので、スペース的に可能ならば、画一的ではなく、多様な障害に対応できるよう、多様な形式のトイレを各階に分散してでも設置すべき。</p> <p>また、多目的トイレにはオストメイトもちろん、こどものおむつ交換のためのベッド設置は必須。</p> <p>おざなりなバリアフリートイレは逆に使いにくいものになってしまうことがよくある。具現化するにあたっては細かい協議と調整が必要となる。</p> <p>また、夜間や閉庁時のために、外部に多目的トイレを設置すべきとの意見も重要である。</p>	<p>トイレの重要性は認識しております。設計にあたっては、関係団体と意見交換を行い、効果的な整備に努めます。</p> <p>なお、夜間や閉庁時に利用できる多目的トイレの設置については、セキュリティ区画が設定でき、会議室等を夜間や閉庁時に市民利用を行う場合は併せて検討します。</p>
10	該当箇所	P11 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ⑥多様な利用者への配慮
	意見	市の考え方
	<p>基本方針5の「親しみが感じられる」庁舎にするためには、例えば、壁などのカラーリング、素材感、また子ども連れや高齢者に受け入れられやすい構造、動線、バリアフリー、角を取る、こけても安心な床素材の採用などが考えられる。</p>	<p>ご意見は、設計に当たって参考にします。</p>

1 1	該当箇所	P11 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ⑥多様な利用者への配慮	
		意見	市の考え方
		<p>プライバシーへの配慮、多様な利用者への配慮については、ハードの整備とともに、ソフト面の配慮も併せて検討してもらいたい。</p> <p>カウンターの高さについて、現本庁舎の2階以上で使用しているカウンターは車イス利用者への配慮がない。車いすやベビーカー利用にも対応できる適切な高さでの環境整備と対応を求める意見がある。</p> <p>圧迫感がなく、落ち着いた、明るく親しみやすい環境と適切な対応ができる色調や高さ、機能が求められる。</p>	<p>新庁舎における窓口カウンターは、車いす使用者等にも配慮し、ローカウンターを中心に配置する予定です。</p> <p>色調については、ご意見にある要素に加えて、多様な来庁者にとって利用しやすい窓口となるよう、カウンター天板やイスの色の組み合わせなどにも配慮します。</p>
1 2	該当箇所	P11 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン ⑥多様な利用者への配慮	
		意見	市の考え方
		<p>新庁舎では、保護者が手続きをしている間に子どもが遊べる場所があると良いのではないかと。専門の保育士を配置すれば親も安心で子どもも安全。他の来庁者にも迷惑をかけずに済む。</p>	<p>親子同伴席やキッズスペースなど、乳幼児等を同伴する利用者に配慮した設備やスペースを導入する方針としています。</p> <p>なお、現時点では、専門の職員（保育士等）を配置する子育て支援スペースの設置は予定していません。</p>
1 3	該当箇所	P9～11 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン	
		意見	市の考え方
		<p>新しいハコモノを作っても、気持ちが入らなければ市民の願いに反するものになる。ハコモノにこだわらず、市長や議員、職員の姿勢を大切にすべき。</p>	<p>ご意見は、行政サービスの実施に当たって、参考にします。</p>
1 4	該当箇所	P9～11 第4章 新庁舎の導入機能 1 市民サービス機能・ユニバーサルデザイン	
		意見	市の考え方
		<p>新庁舎の利用者は、一般市民だけでなく、市職員や市議会議員等も利用者である。市職員・市議会議員等がひとりひとりのバリアを意識することなく、働きやすく活躍できる業務環境を率先して整備することは重要な施策でもある。</p>	<p>事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）など諸法令に照らし、安全衛生の配慮に努めます。</p>

## 2 「導入機能（駐車場・駐輪場）」に関する意見

該当箇所	P19 第4章 新庁舎の導入機能 4 駐車場・駐輪場 ①来庁者用駐車場	
	意見	市の考え方
15	<p>駐車場は、多くの意見があり関心が高い。駐車台数の増設と同時に、障害のある人が利用できる駐車スペースについて、次の意見を参考にしてもらいたい。</p> <p>「車いす使用時の運転者は、ドアを全開して、折りたたんだ車いすを出し入れし、移乗しなければならない。助手席や後部座席を利用する車いすや補助器具利用の障害者や高齢者も同様である。一方、内部障害や聴覚の障害のある人など、歩行に障害がない障害者は、ドアを全開しなくても良い。車いす利用者は移動のスムーズさを考え、出入り口近くが良い。」</p> <p>「介護用のリフト車は、直角方式の駐車は好ましくなく、安心・安全の確保のためには相当のスペースがないと困難。介護用リフト車は長さが約5m、リフトを降ろせばさらに1.5m、車いすを降ろすのに必要なスペースはさらに1.5m程度が必要となる。乗降中に他の車が背後を通過する危険がつかまう。</p> <p>また、最近の介護用リフト車は駐車路面の傾斜を感知してリフトが作動しないようにする安全装置がとりつけられているものがある。</p> <p>「道の駅みはら神明の里」では、平坦かつ乗降に十分な余裕を持った広いスペース、大きく快適な雨よけが設置されている。</p> <p>バック駐車、前進駐車ともに、90度の方向転換と後進が必要で、後方確認が難しい大きなリフト車では安全確保が困難である。これの改善のためには、「通り抜け方式」が適切との意見がある。現在の議会棟北側に平行駐車しているように、乗降している横を通り抜けていく方式で、数台が停めることができるものが、安全で望ましい。</p> <p>駐車場における雨への対応について、雨に濡れないようにして欲しいという意見が多い。車いす使用者が雨天時に傘をさして操作することはもちろん、乗降時に雨を避けることは困難である。介護用リフト車を利用している車いす使用者についても同様である。</p> <p>駐車場を建物1階や地階ではなく、建物とは分離して地上部分に駐車場を設ける場合、少なくとも道の駅みはら神明の里のような雨よけ設備としなければ、十分な機能を満たさず使用に耐えない。</p> <p>このような意見を元に、ゾーニングと雨よけについて再考して、具体的な協議をいただき、後世の評価に耐えうる設備にしてもらいたい。</p>	<p>基本計画（案）38ページに記載した駐車場の形状は例示であり、設計に当たっては、関係団体との意見交換を行い、効果的な整備に努めます。</p> <p>車いす使用者の車の乗降スペース、介護用リフト車による車いすの乗降スペースや傾斜、雨天時等への対応など、ご意見を参考にします。</p>

16	該当箇所	P19 第4章 新庁舎の導入機能 4 駐車場・駐輪場 ①来庁者用駐車場
	意見	市の考え方
	身体不自由や高齢者の利用を優先した駐車場の確保と、その区画を健常者が利用できないような管理体制を作る。	車いす使用者等専用駐車区画や思いやり駐車場を建物入口近くに適正な台数分を用意します。また、駐車区画の標示等により、適正な利用を促します。
17	該当箇所	P19 第4章 新庁舎の導入機能 4 駐車場・駐輪場 ①来庁者用駐車場
	意見	市の考え方
	駐車料金をとらない運営で、駐車場の一般開放を含めた無料化をするべき。	駐車場を来庁者に限った適正な利用を促すため、駐車ゲートを設置し、手続き等の時間帯については使用料を減免し、来庁者は実質的に無料で利用できるような運用を想定しています。 閉庁時間帯の運用は今後検討します。
18	該当箇所	P19 第4章 新庁舎の導入機能 4 駐車場・駐輪場 ①来庁者用駐車場
	意見	市の考え方
	基本方針3「経済的で将来の変化に対応できる庁舎」とするならば、高齢者が今後増えるので、駐車場を広げる必要はない。 現状でも車が多くて困っているのに駐車場を増設するべきではない。	駐車場の不足は、現本庁舎の課題の一つであり、現在の利用状況を踏まえて、現状(78台)より多い台数を整備する考えとしています。ただし、事業費抑制等の観点から、より多くの台数を確保できる「立体駐車場」ではなく「平面駐車場」として整備する考えとしています。
19	該当箇所	P19 第4章 新庁舎の導入機能 4 駐車場・駐輪場 ①来庁者用駐車場
	意見	市の考え方
	駐車場は平面駐車場でいい。庁舎に来るのは乗用車だけではない。業者はトラックで来る。舗装も緑化舗装はメンテナンス代が高くつくので、アスファルト舗装で十分。できるだけ安く作ってほしい。	駐車場は、平面駐車場で整備する方針としています。 舗装は、設計時に検討します。ご意見を参考にします。
20	該当箇所	P19 第4章 新庁舎の導入機能 4 駐車場・駐輪場 ③駐輪場
	意見	市の考え方
	新庁舎棟北側の駐輪場予定地を広く、多めに確保してもらいたい。また、雨よけの屋根も必要。	現本庁舎の駐輪スペースの広さや利用状況を踏まえて、設計時に適切な広さを検討します。 雨よけの屋根は設置する予定ですが、設置範囲等は、設計時に、駐輪場と建物の出入口の位置関係等を踏まえて検討します。

### 3 「導入機能（防災機能）」に関する意見

2 1	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能 ②高潮・津波対策	
	意見	市の考え方	
		三原市の想定される災害を鑑みれば、危険性についての認識が的確ではない。耐震安全性は当然であるが、最も必要なのは「対浸水安全性」、「対津波安全性」である。「干拓地」、「液状化」、「水」による潜在的危険性に対する認識が不十分で、基本的な危機意識・感覚が欠如しているような記述となっている。	耐震安全性だけでなく、高潮・津波等の浸水への対応が重要であると認識しております。ご意見を参考に、より一層認識を高め、今後の設計を進めます。
2 2	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能 ②高潮・津波対策	
	意見	市の考え方	
		防災機能に対する関心は高い。現在地での建て替えを危惧する意見はあるが、この厳しい立地環境で建て替えをするのであるから、なおさら慎重かつ綿密に、必ず起きる大災害の予測と対応はもちろん、地球温暖化による海面上昇や気温の上昇、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な災害など、新庁舎の耐久年数時点での地球環境の変動にも注意を払って設計しておく必要がある。	現時点で把握できる被害想定等を踏まえて施設を整備するとともに、施設管理や消防庁舎等との連携などソフト面の対策により、業務上の機能を確保することとしています。
2 3	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能 ②高潮・津波対策	
	意見	市の考え方	
		耐震安全性の確保は必須だが、津波への想定が甘い。津波はたくさんの構造物を破壊しつつ、車両や船舶などを伴って襲ってくる。単純に「水位が高くなる」という認識では通用しない。高潮や異常潮位とは大きく異なる。津波は、玄関や通気口、配管から少なからず浸水することを想定しておく必要がある。浸水についてのマージンを大きくするか、またはそれ以外の方策を検討していく必要がある。駐車場の車両や近隣の建物、車両や船舶の積載燃料、プロパンガスなどが流され、玄関に押し寄せ、ぶつかり炎上することも考慮し、類焼を食い止めるようなことも想定すべきである。これらを考慮すると、玄関や障害者駐車場などの位置や構造、設備なども自ずから決まってくる。現在の計画案は、最高津波水位からわずか10 cmしか余裕がない床高であり、上記の想定にも対応できる対策がなければ、極めて安易な想定であり、危険かつ無責任な設計と言わざるを得ない。さらに、地球温暖化による海面上昇がまったく加味されていない。今後の海面上昇を踏まえて最高到達水位が見直される可能性は高い。新庁舎の耐久年数の時点での海面上昇予測に伴う最高到達水位の見直しを見越して、より多くのマージンを確保しておく必要がある。	浸水対策については、県が想定した浸水深等の災害を踏まえた床高の設定に加えて、腰壁や防潮壁、防潮板の設置など、設計時に必要な対策を検討します。 なお、出入口については、敷地の形状や日常の利便性を考慮し、新庁舎棟の東側に主たる出入口を設ける予定です。通気口、配管からの浸水対策等の内容は設計時に検討します。

24	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能 ③ライフライン途絶時への対応	
	意見		市の考え方
	大災害時に備えた新庁舎のインフラ対策は重要だが、一方で、インフラの途絶に対応し、機械設備に頼らなくても安全を確保でき、速やかな業務継続が可能となるエコロジカルな設計が求められている。		ライフライン途絶時への対応として、井戸水の生活用水としての利用や地中熱の利用などさまざまな手段が考えられますが、本敷地の特性や費用対効果を見極めて設計時に検討します。
25	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能 ③ライフライン途絶時への対応	
	意見		市の考え方
	災害時に最も苦勞するのは「排泄」。上水道が途絶すれば下水道は使用できず、また、液状化によってマンホールが浮き上がり、下水道の破損、それによって交通に支障が起こることも検討しておかなければならない。 飲料水の確保だけでなく、生活水の確保はより重要。トイレ等への使用のために防災井戸を確保すべきとの意見もある。浸水被害を受けた近隣地域への清掃や生活復旧作業には生活水が欠かせない。地震と液状化による上下水道の破損も視野におき、新庁舎に独自の水源を確保しておくべきである。 また、トイレについては、下水道のマンホールに設置できる防災トイレを駐車場に設置して、一時避難場所として開放し対応することが求められる。		上下水道を含むライフライン途絶時への対応策については、簡易トイレの備蓄など本敷地の特性や費用対効果を見極めて設計時に検討します。
26	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能 ③ライフライン途絶時への対応	
	意見		市の考え方
	電源の確保は、各種燃料による発電設備だけでなく、再生可能エネルギーを活用し、自家発電と蓄電ができるようにする必要がある。職員のパソコンにも無停電電源の設置による瞬断の防止と、独立電源の一時的な確保は必須である。		ライフライン途絶時への対応として、必要な電力を確保しますが、確保の方法は、設計時に各設備の費用対効果を見極めて検討します。
27	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能 ④災害対策本部機能	
	意見		市の考え方
	大災害時には市職員は不眠不休の業務となる。必ず休息をとる体制の整備と、少しでも快適に仮眠がとれるスペース、シャワー設備を必ず設置すべき。		災害対策本部及びその他災害対応に必要な諸室・設備として、仮眠・休息がとれるスペースやシャワー設備を設置する予定です。
28	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能 ④災害対策本部機能	
	意見		市の考え方
	現在の本庁舎は、不便で、災害時には孤立するかもしれない。そういう場所に立て直すならば、運営、システム、人間力で欠点を補うべき。 例えば、災害時に「ゆめキャリアセンター」を後詰の城のように災害時緊急指示本部とし、市役所から場所を移し、機能を移すような視点で運営する など。		新庁舎における施設整備上のハード対策に加えて、施設管理上のソフト対策を併せて業務上の機能を確保します。 消防庁舎等は災害対策本部の代替施設となっており、災害応急対応業務の継続が可能となる機能を導入することとしています。

29	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能 ④災害対策本部機能	
	意見		市の考え方
	<p>南海トラフ地震の発生時に想定される最大高の津波が三原市に襲来し市街地が浸水したと想定すると新庁舎周辺の街路は冠水状態であり、災害発生時に対策本部としての機能が継続的に確保できるとは思えない。</p> <p>災害時の司令塔となる新庁舎への緊急時アクセス策（緊急時専用道路、屋上ヘリポートなど）も合わせて計画してはどうか。</p>		<p>新庁舎では、施設整備上のハード対策に加えて、施設管理上のソフト対策を併せて業務上の機能を確保する方針としています。</p> <p>本庁舎敷地と国道2号及び国道185号（緊急輸送道路）との接続を強化し、職員参集及び緊急車両等の経路を確保する必要があると認識しており、上記路線と接続する市道等を重要路線と位置づけ、被災後の迅速かつ優先的な道路啓開活動の実施等の対策に取り組みます。</p> <p>また、消防庁舎等における災害応急対応業務の継続が可能となる機能を導入することとしています。</p>
30	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能 ④災害対策本部機能	
	意見		市の考え方
	<p>新庁舎は防災拠点なのでヘリポートを設置するべき。</p>		<p>新庁舎は、災害発生時などに災害対策本部が設置される場所であり、防災拠点として備えるべき耐震安全性や業務継続機能を確保することとしていますが、現時点で、ヘリポートを設置する計画はありません。</p>
31	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能	
	意見		市の考え方
	<p>近隣住民の避難を想定し、津波の最大到達時間までに、玄関を閉めても近隣住民が安全に避難できる経路確保の検討が必要。夜間の発災時も同様である。</p> <p>また、震災時のエレベーター利用は基本的にできないため、その際、1階に避難した車いす利用者をどのように誘導するのか、具体的な想定が必要。</p> <p>したがって、夜間や閉庁時の発災への対応を含め、2階以上に速やかに避難できるように、近隣住民や車いす使用者、高齢者の避難に対応した外部スロープとベランダの設置が必要。複数階を緩やかな外部スロープ形式のベランダにした庁舎もあるので参考に検討すべき。</p>		<p>新庁舎は避難所や一時避難場所としての指定は予定していませんが、来庁者等を一時的に受け入れるための機能を設計時に検討します。</p>
32	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能	
	意見		市の考え方
	<p>「重度の障害のある人には呼吸器・吸引器等を使用しているものもいるので、自家発電装置や太陽光発電などで非常電源を確保して、すぐに生命維持ができるようにしてほしい。」という意見があった。大規模災害時に視覚によって情報提供できる設備の設置など、配慮が必要。</p> <p>このように、一時避難場所として新庁舎に期待する意見が多数ある。</p>		<p>新庁舎は避難所や一時避難場所としての指定は予定していませんが、来庁者等を一時的に受け入れるための機能を設計時に検討します。</p>

	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能	
		意見	市の考え方
3 3		<p>発災した時点での来庁者は、津波被害から護るため、新庁舎でそのまま一時避難を行うことを想定すべき。また、津波の危険が去っても、破堤しており、近隣の浸水は継続し、しばらくは帰宅困難で一時避難を継続することが考えられる。</p> <p>その場合、一時避難者の健康管理、感染症対策と排泄物の処理を含む衛生管理を含めて考えておく必要がある。相談室等を活用して一時避難ができるような機能と構造、設備を検討してもらいたい。これは障害のある人や高齢の人だけでなく、乳幼児を連れての避難にも必要な配慮である。</p>	<p>新庁舎は避難所や一時避難場所としての指定は予定していませんが、来庁者等を一時的に受け入れるための機能を設計時に検討します。</p>
	該当箇所	P23 第4章 新庁舎の導入機能 5 防災機能	
		意見	市の考え方
3 4		<p>新庁舎は指定避難所となるかどうかは別にしても、一時避難ができる体制整備が期待されている。</p> <p>特に、周辺地域を見渡せば、甚大な浸水被害とアクセスの寸断が予見され、外部からの支援は航空機による空からの支援か、船舶による支援しかなく、陸上からの支援は一定期間は困難となることも予見される地域である。</p> <p>一時避難所等においても福祉的機能が普遍的なものとして整備されることを率先して推進すべき。</p>	<p>新庁舎は避難所や一時避難場所としての指定は予定していませんが、来庁者等を一時的に受け入れるための機能を設計時に検討します。</p>

#### 4 「導入機能（行政機能以外の付加的機能）」に対する意見

35	該当箇所	P29 第4章 新庁舎の導入機能 9 周辺環境との調和	
		意見	市の考え方
		新庁舎の室内に緑などがあると来庁者にやすらぎを与える。 昨年、花き振興法が制定され、室内により多くの花や緑を取り入れることを推進している。壁面緑化や室内に緑を多く取り入れることを検討してほしい。	環境負荷の低減等の観点から一定の緑化を行う必要があり、設計時に、ご意見も参考に緑化範囲や方法を検討します。
36	該当箇所	P29 第4章 新庁舎の導入機能 9 周辺環境との調和	
		意見	市の考え方
		新庁舎は、外観の美しさを考え、他市の庁舎にはない、緑を多く取り入れた、壁面緑化をしたらどうか。最近では管理しやすい商品もある。市民や観光客が訪れる新庁舎とすることを提案する。	新庁舎は華美ではなくシンプルな建物とする方針です。また、幅広い集客をねらうことは考えておりません。 一方で、環境負荷の低減等の観点から一定の緑化を行う必要があり、設計時に、ご意見も参考に緑化範囲や方法を検討します。
37	該当箇所	P29 第4章 新庁舎の導入機能 9 周辺環境との調和	
		意見	市の考え方
		蚊やマダニなどが発生し大変なので、芝生は必要ない。手入れの費用だけでなく、薬品も体に悪い。歩道にも必要ない。鳥も来ないようにしてもらいたい。	ご意見は、外構等の設計に当たって参考にします。
38	該当箇所	P30 第4章 新庁舎の導入機能 10 情報発信・市民利用スペース	
		意見	市の考え方
		基本理念の「瀬戸内をのぞむ」について、ここは最も良い点なので、役所というカテゴリーを離れて、観光や市のPRなどにも資するよう、例えば、屋上展望台や最上階市民レストランなどの併設を検討すべき。	「眺望」は本敷地において活かすべき特性であると認識していますが、新庁舎において幅広い集客をねらうような施設を併設する考えはありません。
39	該当箇所	P30 第4章 新庁舎の導入機能 10 情報発信・市民利用スペース	
		意見	市の考え方
		市外から訪れる観光客などが新庁舎を訪れ、屋上から瀬戸内海の景観が見られるように、屋上庭園の設置を提案する。	眺望は本敷地において活かすべき特性であると認識していますが、新庁舎において幅広い集客をねらうような施設を併設する考えはありません。 屋上の活用方法は機械スペース等の設置を含め設計時に検討します。

4 0	該当箇所	P30 第4章 新庁舎の導入機能 10 情報発信・市民利用スペース	
	意見		市の考え方
	<p>屋上を一般開放し有効活用を図る。 例えば、市外の人を屋上に招待し瀬戸内の多島美を見学してもらい、花火の見学・バザー等に開放する など。(収益活動を行う団体には有償で貸す方法もある。)</p>		<p>眺望は本敷地において活かすべき特性であると認識していますが、新庁舎において幅広い集客をねらうような施設を併設する考えはありません。 屋上の活用方法は、機械スペース等の設置を含め、設計時に検討します。</p>
4 1	該当箇所	P30 第4章 新庁舎の導入機能 10 情報発信・市民利用スペース	
	意見		市の考え方
	<p>最上階に展望台を作れ、市民交流フロアを作れなど、思いつきの意見は情けない。何のために庁舎を建て替えるのか、原点を忘れるべきではない。この資材高騰のおり、予算 66 億円で済むのか疑問。市役所とは何をするのか、何をするための物かをよく考えるべき。</p>		<p>新庁舎建設は、耐震性の不足、本庁機能の分散、駐車場の不足等の課題解決を目的に実施しています。 簡素でシンプルな建物とする方針のもと、市民が利用する専用会議室等は設けず、設計時における庁舎面積のコンパクト化などを検討し、事業費の抑制やコスト管理を徹底します。</p>
4 2	該当箇所	P30 第4章 新庁舎の導入機能 10 情報発信・市民利用スペース	
	意見		市の考え方
	<p>会議室の休日・夜間利用など市民が利用できるスペースは、ペアシティ三原西館の立地条件のもとで確保すべき。新庁舎建設により、市内の小さな商店やペアシティ三原の関係者を困らせるようなことをするべきではない。</p>		<p>新庁舎には、市民が利用する専用会議室等は設けない方針としています。 ただし、市役所の通常業務で使用する会議室について、使用していない時間帯の有効利用を図るため、設計時に、一部を、休日や夜間に利用できる配置が可能かどうか検討することとしています。</p>
4 3	該当箇所	P30 第4章 新庁舎の導入機能 10 情報発信・市民利用スペース	
	意見		市の考え方
	<p>新庁舎が、市民や市外の方々にも利用・活用されるように考えて建設してもらいたい。</p>		<p>新庁舎は行政サービス提供を中心とした施設として計画しており、市外の方など、幅広い集客をねらう施設にすることは考えておりません。</p>

4 4	該当箇所	P30 第4章 新庁舎の導入機能 10 情報発信・市民利用スペース	
	意見		市の考え方
	wi-fi を充実させたらどうか。外国人客・日本人観光客問わず、市役所に来れば様々な情報を仕入れることができるイメージを創出することにつながる。		新庁舎では、来庁者等に対する情報発信に取り組むこととしており、Wi-fi の整備については、新庁舎のネットワーク整備方法と併せて検討します。
4 5	該当箇所	P30 第4章 新庁舎の導入機能 10 情報発信・市民利用スペース	
	意見		市の考え方
	「新庁舎で幅広い集客をねらうものではない」としながらカフェを作るのはおかしい。立派な食堂を作って、周辺の自営業者を困らせるようなことをすべきではない。市役所は、実務以外で市民に寄与すべきではない。駅前で市民に寄与すべき。		基本計画に例示したカフェは、現本庁舎における食堂や自動販売機と同様の来庁者向け便利施設の例として挙げたものです。新庁舎において幅広い集客をねらうことは考えていません。 来庁者向けの便利施設は、民間事業者による経営の見通しと意向を確認したうえで設置の有無を検討します。ご意見を参考にします。
4 6	該当箇所	P30 第4章 新庁舎の導入機能 10 情報発信・市民利用スペース	
	意見		市の考え方
	コンビニを入れて商店をつぶすようなことをすべきではない。不必要である。		来庁者向けの便利施設は、民間事業者による経営の見通しと意向を確認したうえで設置の有無を検討します。ご意見を参考にします。
4 7	該当箇所	P30 第4章 新庁舎の導入機能 10 情報発信・市民利用スペース	
	意見		市の考え方
	ひとがつながるきっかけをつくるような情報発信を行う場合は、三原駅前にあるペアシティ三原西館と駅前東館跡地である。新庁舎には、福祉の名を借りたカフェやコンビニ、サロンをつくらないでほしい。		新庁舎では、来庁者に対する市政や議会等の情報発信に取り組む方針としています。 来庁者向けの便利施設は、民間事業者による経営の見通しと意向を確認したうえで設置の有無を検討します。
4 8	該当箇所	P30 第4章 新庁舎の導入機能 10 情報発信・市民利用スペース	
	意見		市の考え方
	庁舎は集客施設ではない。来たくて庁舎に来ているのではない。食堂、カフェ、展望台なんていうバカなことはしてほしくない。福利厚生施設として作るにしても、今は食堂を使う人はいない。民業を圧迫する。まして市民スペースなんて。みんな用事が済んだら早く帰りたいだけだ。そこを勘違いしてもらっては困る。		新庁舎において幅広い集客をねらうことは考えていません。 来庁者向けの便利施設は、民間事業者による経営の見通しと意向を確認したうえで設置の有無を検討します。ご意見を参考にします。

## 5 「導入機能（その他の導入機能）」に対する意見

4 9	該当箇所	P14 第4章 新庁舎の導入機能 3 議会機能
	意見	
	議会諸室を一般に開放し有効活用し使用頻度をあげる。 例えば、PTA総会等の会合・セミナーの利用、地元企業の株主総会の会場として有償で貸して収入を得る など。	現在の本庁舎では、議会諸室のうち委員会室等を、議公用務に支障のない範囲で、市の会議室として使用し有効利用を図っています。新庁舎における活用については、今後、議会と協議し決定します。
5 0	該当箇所	P24 第4章 新庁舎の導入機能 6 防犯・セキュリティ
	意見	
	オープンな設計をする一方で、個人情報の保護や、職員の机の上の書類やパソコン画面などを来庁者から遮る工夫も必要。	市民等の個人に関する情報を保護する観点から、来庁者の受付・相談場所ゾーンと職員の執務ゾーンを視覚的にも明確に区分する方針です。
5 1	該当箇所	P24 第4章 新庁舎の導入機能 6 防犯・セキュリティ
	意見	
	来庁者と市職員の距離を遠ざけるとしているが、高齢者が増えていくなか、見えにくく、聞こえにくくて困ると思う。	市民等の個人に関する情報を保護する観点から、来庁者の受付・相談場所ゾーンと職員の執務ゾーンを視覚的にも明確に区分する方針です。来庁者対応に関するレイアウトについては、環境の整備に努めます。
5 2	該当箇所	P24 第4章 新庁舎の導入機能 6 防犯・セキュリティ
	意見	
	セキュリティに配慮した対策を講じるといいながら、来庁者を犯罪者として扱おうとしているのが分かる。市民が来庁したときに寒々しい気持ちがしないように配慮してもらいたい。	来庁者に開かれた新庁舎とすることを前提に、防犯上の観点や市民等の重要な情報を守るためのセキュリティに配慮した対策を講じます。
5 3	該当箇所	P25 第4章 新庁舎の導入機能 7 ライフサイクルコスト削減
	意見	
	旧大和町庁舎には、使われる予定のない教育長室や教育委員会室などが残っている。今後、道州制や人口減少による合併などで、三原市の新庁舎が第2の大和町庁舎にならないように願う。	新庁舎建設にあたっては、必要面積を精査しコンパクト化を図る一方で、将来の用途や執務形態の変更等に柔軟に対応できるよう、可変性に配慮した建物として計画します。
5 4	該当箇所	P26 第4章 新庁舎の導入機能 8 環境負荷の低減
	意見	
	インフラ途絶時や地球温暖化対策、経費節減を含めたエコロジカルで快適、安全な建物設計、一定温度の地下水や空気を利用した空調設備は防災面のみならず、経費節減にも大変有効である。	地中熱の利用等については、防災機能としてのライフライン途絶時への対応として、また、環境負荷の低減のため有効と考えますが、本敷地の特性や費用対効果を踏まえて設計時に検討します。

## 6 「庁舎規模」に対する意見

5 5	該当箇所	P33 第5章 施設計画 1 庁舎規模の算定	
	意見		市の考え方
	<p>庁舎規模の算定方法として、なぜ総務省地方債同意基準に定める庁舎の標準面積（同基準は平成22年に廃止）を使用したのか。</p>		<p>同基準は、平成22年度に廃止されていますが、庁舎規模の算定において目安となる基準であり、他市の新庁舎建設事例においても多く用いられているため使用しました。</p> <p>なお、他市の新庁舎建設事例では、同基準による庁舎面積に加えて、待合スペース等の市民スペースや防災対策諸室、福利厚生施設等の面積を別途加算することがありますが、本市では、この基準で算定した面積を延べ面積の上限として設定しています。</p>
5 6	該当箇所	P33 第5章 施設計画 1 庁舎規模の算定	
	意見		市の考え方
	<p>ユニバーサルレイアウト化すれば、標準面積の算定に係る換算率は小さくすることができる。ICTを利用したペーパーレス化も進む。ユニバーサルレイアウトを採用すると謳いながら、換算率は、従来レイアウトと同じ換算率を使用する理由を説明してほしい。</p>		<p>基本計画（案）33ページに記載の「庁舎の標準面積の算定」は、庁舎の延べ面積を算定するための基準として用いており、事務室等は各区分の面積どおりに設計するものではありません。</p> <p>事務室については、設計時にユニバーサルレイアウトの導入を検討し、面積の縮小に努めますが、縮小部分がそのまま庁舎全体の延べ面積削減につながるものではなく、待合スペースやトイレなど庁舎全体で必要面積を検討します。</p>
5 7	該当箇所	P33 第5章 施設計画 1 庁舎規模の算定	
	意見		市の考え方
	<p>証明書のコンビニ交付サービス導入、ICTを活用した本庁・支所間等の連携強化など、本庁機能の削減による市民サービス向上について、これが実施されれば、窓口業務は減少し、本庁機能は削減するので職員数を減らすことは可能。これは、三原市定員適正化計画（第3期）には、織り込まれていないのか。</p>		<p>証明書のコンビニ交付サービスは、国の動向を踏まえて実施を検討しており、現時点で実施時期、実施後の効果は不明です。</p>
5 8	該当箇所	P33 第5章 施設計画 1 庁舎規模の算定	
	意見		市の考え方
	<p>行政サービスとは市民の期待に応えるというシンプルなものである。将来の行政需要の多様化、複雑化とはどういう意味なのか、具体例を挙げて説明してほしい。</p>		<p>就学前及び学齢期人口の減少、長寿化などを背景とした行政需要について、多様化、複雑化していくおそれがあると見込んでいます。</p>

5 9	該当箇所	P33 第5章 施設計画 1 庁舎規模の算定	
		意見	市の考え方
		遠い将来、人口は確実に減少していくにもかかわらず、近い将来（5年後）だけを検討し、職員数を同様に見積もる理由を説明してほしい。30～50年後も考慮し、庁舎規模を計画しないと、無駄なスペース＝無駄な維持費、建替費（Life Cycle Cost）が発生する。	数十年先の人口及び行政需要、職員数を正確に予測することは困難であり、平成32年度当初における想定職員数を踏まえて職員数を設定しています。
6 0	該当箇所	P34 第5章 施設計画 1 庁舎規模の算定	
		意見	市の考え方
		三原市の人口が、10年後1万人減、20年後2万人減となる予測が反映されておらず、職員数が現在と同じになっている。建設費を安く抑え、借金を増やさないためには、将来人口予測にふさわしい延べ面積に縮小し、コンパクトな新庁舎にすることを強く希望する。計画案の見直しを求める。	数十年先の人口及び行政需要、職員数を正確に予測することは困難であり、平成32年度当初における想定職員数を踏まえて職員数を設定しています。 延べ面積については、上限（13,300㎡程度）を設定し、職員1人あたり面積を近年の庁舎建設事例と比べて小さく抑えるなど、コンパクト化に努めます。
6 1	該当箇所	P34 第5章 施設計画 1 庁舎規模の算定	
		意見	市の考え方
		「13,300㎡程度」を目標規模の上限と捉えると記載しているが、目標規模はどのように設定するのか。 例えば、ユニバーサルレイアウト、現存する資料を整理・廃棄、ペーパーレス、サテライトオフィス等を考慮し、“目標規模は、算定方法で求めた上限13,300㎡の25%減の10,000㎡とする”などと宣言し、事業費用の低減になぜ挑戦しないのか。合併特例債を利用したとしても、事業費は税金で賄われることを忘れるべきではない。目標規模が明確に示されていないため、「13,300㎡程度」が上限でなく、目標値となっている。	「13,300㎡程度」以下で計画することを目標規模として設定しています。 他市の新庁舎建設事例では、総務省算定基準に含まれないとされる待合スペース等の市民スペースや防災対策諸室、福利厚生施設等の面積を別途加算する例が多くみられます。その結果、基本計画（案）34ページに記載しているように、職員1人あたり面積が大きくなる傾向にあります。 本市では、総務省算定基準で求めた「13,300㎡程度」の範囲内で、執務室等の面積を縮小し、待合スペース等を追加するなど、設計時に延べ面積を精査しますが、さらなる大幅な面積削減は困難であると考えます。
6 2	該当箇所	P34 第5章 施設計画 1 庁舎規模の算定	
		意見	市の考え方
		尾道市の新庁舎は、職員1人当たり23.8㎡で事業費の削減をめざしている。三原市でも参考にすべき。	行政機能以外の付加的機能の扱いなど、各自治体で考え方が異なるため、一概に比較できるものではありませんが、新庁舎のコンパクト化・事業費の低減につながるアイデアについては、尾道市に限らず、さまざまな先進事例を参考にします。

6 3	該当箇所	P35 第5章 施設計画 1 庁舎規模の算定 (3)コンパクト化に向けた工夫	
		意見	市の考え方
		ICTを活用した本庁・支所間等の連携強化で、本庁機能を支所に移す、むしろ、支所に機能を移し、機能を充実させることで、広域地域サービスを向上させることができる部や課があるのではないかと。本庁機能を支所に移すことができれば新庁舎はコンパクト化できる。	手続きのワンストップ化及び機能集約による執務能率向上の観点から、基本計画(案)32ページに記載のとおり、現行の組織を基に、新庁舎への配置予定組織を記載しています。
6 4	該当箇所	P35 第5章 施設計画 1 庁舎規模の算定 (3)コンパクト化に向けた工夫	
		意見	市の考え方
		新庁舎竣工後の配置予定組織で、分庁したままの組織は、将来も、分庁したままと考えればよいのか。	手続きのワンストップ化及び機能集約による執務能率向上の観点から、基本計画(案)32ページに記載のとおり、現行の組織を基に、新庁舎への配置予定組織を記載しています。

## 7 「施設計画（土地利用・平面計画等）」に対する意見

65	該当箇所	P38 第5章 施設計画 2 土地利用計画
	意見	市の考え方
	本庁舎敷地の東側部分にある緑地は、整備してそのまま残すべき。	現在の本庁舎を継続使用しながら新庁舎棟を建設することで大規模な仮庁舎を作らないこと、駐車場を立体ではなく平面で整備することなどにより、事業費の低減を図るためには、東側の緑地をそのまま残すことは困難と考えています。 なお、一部の樹木は、他の市有地等への移植を検討します。また、新庁舎の建物・外構の設計時に可能な範囲で緑化を検討するなど、市域全体として緑地面積の減少につながらないように配慮します。
66	該当箇所	P43 第5章 施設計画 4 階構成
	意見	市の考え方
	新庁舎は防災のことを考えて、1階は駐車場、2階以上を新庁舎の建物として整備すべき。その際、エレベーターによる出入りのほか、スロープで2階にも出入りができるようにする。	現在の本庁舎敷地は津波・高潮の想定浸水区域内に位置しており、想定される浸水深を踏まえて建物1階の床高を設定しますが、日常の来庁者の利便性を優先し、建物1階部分に駐車場は整備しない考えとしています。
67	該当箇所	P43 第5章 施設計画 4 階構成
	意見	市の考え方
	市役所の一般業務と市議会は一線を画するべきなので、別棟にすることを提案する。現在の本庁舎はよく考えられており、同じような考え方で新庁舎を建てるべき。	現在の本庁舎敷地の中で、本庁の建物を継続使用しながら新庁舎棟を建設するため、議会棟を別棟で建設することは困難です。 議会機能は、新庁舎棟の最上階への配置を予定しています。
68	該当箇所	P43 第5章 施設計画 4 階構成
	意見	市の考え方
	市民利用の多い部署を低層階に配置するという方針であるならば、議場等も同じ考えで低層階に配置すべき。	現在の本庁舎敷地の中で、本庁の建物を継続使用しながら新庁舎棟を建設するため、新庁舎棟の建築面積（1フロアの面積）を広く確保することはできません。そのため、住民異動や戸籍、福祉関係などの手続きの窓口を優先的に低層階に配置し、議会機能は、最上階への配置を予定しています。
69	該当箇所	P43 第5章 施設計画 4 階構成
	意見	市の考え方
	周辺の街並みと一体感のある景観を求めるならば、新庁舎は低層の建物にすべき。	現在の本庁舎敷地の中で、本庁を継続使用しながら新庁舎棟を建設するため、低層の建物にすることは困難です。

## 8 「周辺整備（道路等新設改良，交通アクセス）」に対する意見

7 0	該当箇所	P28 第4章 新庁舎の導入機能 9 周辺環境との調和
	意見	市の考え方
		<p>現在の本庁舎は，不便で，災害時には孤立するかもしれない。そういう場所に立て直すならば，アクセス道路を整備し，国道2号の南北移動をスムーズにするべき。</p> <p>本庁舎敷地と国道2号及び国道185号（緊急輸送道路）との接続を強化し，職員参集及び緊急車両等の経路を確保する必要があると認識しています。 上記路線と接続する市道等を重要路線と位置づけ，被災後の迅速かつ優先的な道路啓開活動の実施等の対策に取り組みます。</p>
7 1	該当箇所	P28 第4章 新庁舎の導入機能 9 周辺環境との調和
	意見	市の考え方
		<p>基本方針4の「立地を活かす」ためには，アクセス・道路混雑が一番の課題。新しい抜け道を高架で作る，リージョンプラザと市役所間の川は全面幅広い橋にして行き来の自由度を高めるなどの発想が必要。</p> <p>大規模な道路・橋梁の新設は現時点では考えておりません。設計時に庁舎敷地駐車場の出入口の位置等を工夫します。また，敷地南北の歩道・通路の設置などの道路改良について，関係機関と協議し，改良の可否を検討します。</p>
7 2	該当箇所	P28 第4章 新庁舎の導入機能 9 周辺環境との調和
	意見	市の考え方
		<p>西野川沿いの歩道検討について，防災対策上車両が通行できるようにし，新庁舎への複数のアクセス道をしっかりと確保するべき。特に，橋を利用したアクセスは困難になることもあり得る。各方面から，特に臥龍橋のたもとから西野川沿いに新庁舎に直接に侵入できることは防災活動上の利点大きい。</p> <p>一方，地盤の高さについては，地球温暖化による水位やゲリラ豪雨による増水を想定し，西野川沿いの道路をかさ上げして，T.P.3.2m以上にするという意見もある。駐車場と新庁舎玄関の傾斜解消，浸水時の自然排水のための傾斜活用などとあわせて検討すべき課題である。</p> <p>西野川左岸に沿って，国道2号の臥龍橋から庁舎敷地へと続く歩行者等の動線の将来的な形成を念頭に，今回の新庁舎建設事業を進めますが，途中の土地利用の状況により，車両が通行できるような動線の形成は想定しておりません。 道路面の高さについては，敷地通路等の確保と併せて，敷地南北の市道の改良の可否を検討するため，道路面の高さについても併せて検討します。</p>
7 3	該当箇所	P28 第4章 新庁舎の導入機能 9 周辺環境との調和
	意見	市の考え方
		<p>新庁舎から三原港にかけての海沿いルートは，活用次第で非常に活気のでる場所になり，市民の元気につながる可能性がある。予算の関係で困難かもしれないが，やり方次第では経費節減型で，何期かに分けて整備・完成させる方法もある。</p> <p>西野川沿いに国道2号の臥龍橋から庁舎敷地を經由して三原港まで続く歩行者等の動線の将来的な形成を念頭に，敷地通路等の整備を検討します。</p>
7 4	該当箇所	P28 第4章 新庁舎の導入機能 9 周辺環境との調和
	意見	市の考え方

	本庁舎敷地の南北の市道について、北側の道路を二車線にし、南側の道路は廃止して新庁舎の敷地として有効利用したらどうか。	本庁舎敷地の南北に隣接する市道については、歩道等の設置の可否を検討しています。 しかし、敷地南側の道路については、その敷地が河川区域に指定されており併せて海岸施設も含まれることから、道路を廃止して新庁舎の敷地として取り込むことは困難であると考えています。
	該当箇所	P28 第4章 新庁舎の導入機能 9 周辺環境との調和
7 5	意見	市の考え方
	障害のある人や高齢の人、乳幼児を連れてきた家族など、さまざまな来庁者が、自宅等から各交通手段で来庁する一連の「流れ」が十分に検討されているとはいえない。庁舎を訪れる人は、公共交通機関、特にバスを利用し、バス停から歩いての来庁や、駅や近隣から徒歩や自転車、二輪車、また、タクシーや乗用車、介護用のリフト車での来庁もある。生活者の視点で、さまざまなケースを具体的に現実的に十分に検討し、動線計画を見直す必要がある。 また、「庁舎前にバス停を作ってほしい。リージョンプラザ前から橋を渡り杖を使って歩かなくてはならない。バス停で立って待つことさえ苦痛な状況である。駅から庁舎前経由のバスの回数を増やし分かりやすく表示してほしい。」という意見があった。無料の巡回バスや障害のある人への配慮を求める意見もある。 これらの意見は、今後ますます少子高齢化が進み、限界集落が増加し、地域の共同体が崩れていく三原のまちを象徴している。5年後、10年後、20年後にはますます重要な課題となる。今ここでそのための布石を打っておく必要がある。	新庁舎建設に併せたバス路線の経路変更やバス停の設置については、設計時に、道路や敷地形状によるバス進入の可否や、バス事業者との運行経路・費用に関する協議等を踏まえて検討します。 ご意見の内容は、今後の地域公共交通のあり方に対するご意見として参考にします。
	該当箇所	P28 第4章 新庁舎の導入機能 9 周辺環境との調和
7 6	意見	市の考え方
	公共交通機関であるバスによる利用者への配慮が乏しい。高齢社会となり、公共交通機関の利用が必要となる交通弱者対策の視点を盛り込まなければ、やさしいまちづくりとはいえない。西野川沿いにアクセス道路を設けて新庁舎までバスが通行できるように周辺道路を整備し、路線変更して新庁舎玄関の側近にバス停を設置することを強く提言する。小型の循環無料バスの検討を含め、来庁者への利便性と安全性、アクセスの向上が新庁舎建設にあたっては必須の課題である。	新庁舎建設に併せたバス路線の経路変更やバス停の設置については、設計時に、道路や敷地形状によるバス進入の可否や、バス事業者との運行経路・費用に関する協議等を踏まえて検討します。 なお、西野川左岸に沿って車両が通行できるアクセス道路を設ける予定はありません。
	該当箇所	P28 第4章 新庁舎の導入機能 9 周辺環境との調和
7 7	意見	市の考え方
	市役所の真正面にバスが止まるよう高齢者に配慮してほしい。	新庁舎建設に併せたバス路線の経路変更やバス停の設置については、設計時に、道路や敷地形状によるバス進入の可否や、バス事業者との運行経路・費用に関する協議等を踏まえて検討します。

9 「概算事業費」に対する意見

78	該当箇所	P50 第6章 事業計画 5 概算事業費及び財源	
		意見	市の考え方
		<p>市役所の建替は安くで機能的にしてほしい。            今も市民の多くは多額の金をかけて市役所を建て替えることに反対している。            総事業費 66 億円といわれるが、その費用の返還方法などについて、今後の市の歳入などを含めてまともな議論がなされていない。思ったように国の援助が入らず、また、市の歳入も減り、新庁舎建設の多額の借金だけが残るということにならないように願う。</p>	<p>新庁舎は、簡素でシンプルな建物とする方針のもと、市民が利用する専用会議室等は設けず、設計時における庁舎面積のコンパクト化を検討し、事業費の抑制に努めます。</p>
79	該当箇所	P50 第6章 事業計画 5 概算事業費及び財源	
		意見	市の考え方
		<p>建設工事費用，外構工事費用，解体費用，その他経費の単価及び算出根拠を開示してほしい。</p>	<p>近年の庁舎建設事例における各工事等の単価を参考に概算事業費を設定しました。工事費の単価は基本計画（案）50 ページに記載しているとおりです。</p>
80	該当箇所	P50 第6章 事業計画 5 概算事業費及び財源	
		意見	市の考え方
		<p>建設工事費用単価は、総務省発行の総務省地方債同意基準に定めている標準単価（20,500 円/㎡）に、準拠していない理由を説明してほしい。</p>	<p>現在、新庁舎の建設工事費に関する基準はなく、近年の庁舎建設事例における単価を参考に概算事業費を設定しました。</p>

## 10 「設計への市民意見の反映」に関する意見

8 1	該当箇所	-
	意見	市の考え方
	当事者の求めるバリアフリーとは当事者以外の者からなかなか見えにくい。障害のある人や高齢の人など、来庁頻度の高いと思われる人に寄り添い、そこに視点を置いた、やさしい庁舎づくりに心を砕くことが求められている。基本計画の具体化にあたっては、当事者団体や支援者、専門職に直接、意見を聞き、検討していく必要がある。ハード面における環境改善のみがバリアフリーと短絡的に考えるのではなく、バリアと呼ばれるものは一人ひとり異なるものである。	この基本計画（案）は、新庁舎建設の基本的な考え方をまとめたものですが、設計にあたっては、特に、ユニバーサルデザインや駐車場等について、関係団体と意見交換を行い、基本理念及び基本方針を実現できる新庁舎づくりに努めます。
8 2	該当箇所	-
	意見	市の考え方
	基本方針1を実践・実現するにあたっては、ひとりひとりの「生活」と「ニーズ」から考える視点を持つべき。来年4月から障害者差別解消法が施行され、多様な障害と社会的な障壁に誠実に対応することが法律的にも求められる。少子高齢化、過疎化、限界集落の増加は早いスピードで進行しており、「ユニバーサル」な「ひとにやさしいまちづくり」の取組を進めることは今後ますます重要。理論に裏づけられた生活実践の知恵を結集した新庁舎づくりを進めるべき。	設計にあたっては、特に、ユニバーサルデザインや駐車場等について、関係団体と意見交換を行い、基本理念及び基本方針を実現できる新庁舎づくりに努めます。
8 3	該当箇所	-
	意見	市の考え方
	新庁舎を訪れる頻度の高い当事者の方やその支援者、関係者との意見交換の場を設置して、コンセプトの確認と共有をするべき。	設計にあたっては、特に、ユニバーサルデザインや駐車場等について、関係団体と意見交換を行い、基本理念及び基本方針を実現できる新庁舎づくりに努めます。
8 4	該当箇所	-
	意見	市の考え方
	市民協働の基本原則（対話の原則、対等の原則、自主・自立の原則、相互理解の原則、目的・プロセス共有の原則、相互変容の原則、公開の原則、評価の原則）のうち、特に、対話の原則は重要な項目の一つである。道の駅みはら神明の里や他の事業にあっても同様に対話を実施し成果をあげてきた。本事業においても、上記の指針に基づいて誠実かつ真摯な取組を望む。	設計にあたっては、特に、ユニバーサルデザインや駐車場等について、関係団体との意見交換を行い、基本理念及び基本方針を実現できる新庁舎づくりに努めます。

## 11 その他の意見（建設場所、事業手法など）

85	該当箇所	P4 第2章 新庁舎建設の経緯 3 新庁舎建設の手法	
		意見	市の考え方
		<p>東京都内のある区役所は商業施設と同じ建物内にあり交通の便がとても良かった。役所は便利な場所にあるのが最大の利点。駅前市有地に、市役所兼商業施設またはマンションの建設を希望する。これは、駅前が賑やかになることにもつながる。駅前の大きな空き地が何年も放置されているところは見ることがない。一日も早い工事着手を願っている。</p>	<p>新庁舎建設基本計画は、現在の本庁舎敷地（三原市港町三丁目5番1号）で建設することを前提に作成したものであり、JR三原駅前の市有地に新庁舎を建設する考えはありません。</p> <p>駅前市有地の活用については、新庁舎建設事業とは別に、図書館などの公共施設と民間施設を含む複合施設を整備することを検討しています。</p>
86	該当箇所	P4 第2章 新庁舎建設の経緯 3 新庁舎建設の手法	
		意見	市の考え方
		<p>新庁舎は、旧南小学校の敷地に建設したらどうか。土地も広く、国道2号にも近く、現在の本庁舎からも近く立地条件は申し分ない。また、隣接する第三中学校のグラウンドは、災害など有事の際にはヘリコプターなどの離発着も可能で、イベント開催にも使用できる。</p> <p>移転後の現在の本庁舎敷地は売却し、新庁舎の建設費に充当したらどうか。この場所は、マンション・介護施設などの需要は見込まれる。</p> <p>現在の案で進めるのであれば特に問題ないが、根本を覆すことが可能であれば、この案も検討してもらいたい。</p>	<p>新庁舎建設基本計画は、現在の本庁舎敷地（三原市港町三丁目5番1号）で建設することを前提に作成したものであり、旧南小学校の敷地に新庁舎を建設する考えはありません。</p>
87	該当箇所	P4 第2章 新庁舎建設の経緯 3 新庁舎建設の手法	
		意見	市の考え方
		<p>広島大学附属三原学校園の校舎及び敷地を転用して新庁舎を建設するべき。</p>	<p>広島大学附属三原学校園は、国立大学法人広島大学が運営する、市内の重要な教育機関の一つです。市がこの場所に新庁舎を建設する考えはありません。</p>
88	該当箇所	P4 第2章 新庁舎建設の経緯 3 新庁舎建設の手法	
		意見	市の考え方
		<p>人口が減る中で、60億円を越える巨大な予算を組むことは、将来に巨大な借金を残すことになる。「補強工事で十分間に合う」と説明する有識者がいる。この良識ある、借金しない方策が最も現実的である。</p>	<p>基本計画（案）2～5ページに掲載した経緯を踏まえて、「現在の本庁舎敷地内で、本庁を継続使用しながら新庁舎棟を建設する」方針を定め、それを基にこの基本計画（案）を作成しました。</p>

8 9	該当箇所	その他	
	意見		市の考え方
	教育委員会が入っている建物はどのように活用するのか。駅前東館跡地は現在のままで良い。駅前再開発の失敗を繰り返すべきではない。市民にリスクを負わせるべきではない。		ペアシティ三原西館の2階の城町庁舎等については、東館跡地と併せた賑わい創出や、公共施設再配置等の観点から検討します。
9 0	該当箇所	その他	
	意見		市の考え方
	新庁舎を建設する工事期間中、ペアシティ三原西館で市役所業務を行えば、再開発事業の地権者の収入がなくなるのを防ぐことができる。再開発事業は三原市が自ら行ったので、三原市が補修費用を出して、今後も継続使用するべき。		新庁舎棟建設中の議会機能等の仮移転先は現時点では決定しておりませんが、必要面積の確保、本庁からの距離、改修費用、市民利用への影響等を総合的に判断して選定します。
9 1	該当箇所	その他	
	意見		市の考え方
	新庁舎に機能を集約することによる弊害についての意見もある。来庁を待つのではなく、アウトリーチの手法を用いて、マイクロバスに複数の担当課職員が乗り込んで、アクセス困難な地域に向いて集中的かつ機動的に執務をする“移動支所”も、今後の人口減少・高齢化、過疎化を見通せば必要になる。現場主義の観点からも業務のあり方を根本から見直し検討すべき。		現在、市民の方が、関連する手続きを複数の分庁舎を行き来し手続きしなければならない状況にあるため、市民の利便性、職員の業務効率の向上等の観点から、各組織の事務機能は新庁舎に統合することを基本にしています。
9 2	該当箇所	その他	
	意見		市の考え方
	市民サービスの提供について、市民がわざわざ遠くの新庁舎まで行かなくてもよいようにすべき。新庁舎にすべてを集約する必要はない。市職員が動いて移動する機会が少なくなると、市民と隔たりができ、市内のことがわからなくなる。車で出勤して、一日中新庁舎に居て、車で家に帰るだけの生活では、市民サービスの向上どころか、病気にでもなってしまう。		現在、市民の方が、関連する手続きを複数の分庁舎を行き来し手続きしなければならない状況にあるため、市民の利便性、職員の業務効率の向上等の観点から、各組織の事務機能は新庁舎に統合することを基本にしています。

9 3	該当箇所	その他	
	意見		市の考え方
新庁舎建設よりも、合併前と比べて不便になった支所の問題を解消する方が先ではないか。本庁に行かなくてもすむようにしてもらいたい。本庁に行くのは時間のロス。		新庁舎建設事業は、現在の本庁舎における耐震性の不足、本庁機能の分散、駐車場の不足等の課題解決を目的に取り組んでいます。ご意見は、今後の行政サービスの実施に当たって参考にします。	
9 4	該当箇所	P49 第6章 事業計画 4 事業スケジュール	
	意見		市の考え方
1日でも早い新庁舎の建設をお願いします。		平成31年春の新庁舎棟完成、事業全体は平成32年3月の完成に向けて取り組みます。	
9 5	該当箇所	P3 第2章 新庁舎建設の経緯 1 これまでの検討経緯 (3) 市民ワークショップの開催	
	意見		市の考え方
市民ワークショップで話し合われた結果は、基本計画(案)の第1章から第4章に概ね反映されている。第5章から第6章は、ワークショップでは取り上げられておらず、市民の意見が反映されたものではない。		新庁舎建設基本計画策定のために開催したワークショップ(全3回)は、新庁舎建設の基本的考え方(第3章)及び導入機能(第4章)の参考にするために行いました。第5章及び第6章は、市議会での説明のほか、今回のパブリックコメントでこの案に対する意見を募集しています。	
9 6	該当箇所	その他	
	意見		市の考え方
「意見を提出できる人」を市内に住所を有する人など6項目に制限している。それ以外の人を対象に、もう一度広く意見を求めるべき。		次の6項目以外の人を対象に、広く意見を求めることは考えていません。 (1) 市内に住所を有する人 (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する人 (3) 市内の学校に在学する人 (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (5) 市に対して納税義務を有するもの (6) パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する人	